

公 表 第 13 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和6年12月3日

久留米市監査委員	山	口	文	刀
久留米市監査委員	樋	口	明	男
久留米市監査委員	佐	藤	晶	二
久留米市監査委員	石	井	俊	一

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成29年度

部局名：市民文化部

指摘事項等			措置状況等
意見	事務監査	久留米シティプラザにおいては、今後想定されている次期の管理運営主体のあり方の検討にあたっては、シティプラザの基本機能である「文化芸術振興の拠点」「広域交流促進の拠点」「賑わい交流の拠点」を堅持し、心豊かな市民生活の実現と旧井筒屋・旧六角堂広場跡地に設置した目的などを継承・発展させていくためには、どのような管理運営主体が最適であるのかという視点を最優先にして検討すべきものであると考える。 次期管理運営主体の決定は、シティプラザを支える専門スタッフの人材育成や人材確保にも直接係わるもので、時間的余裕もあまりないものと思われるので、市長を初めとする特別職とはもちろんのこと、他の関係部局や議会と丁寧な議論を深めながら、速やかに方向性が見出されることを望む。 また、今後、シティプラザが「賑わい交流の拠点」として機能を発展させ、かつ持続していくためには、学生などの若者が日常的に集う仕掛けや仕組みも必要であると思われるので、会議室の自習向け開放など学生・生徒のニーズに応え、若者の利用促進につながる施策についても併せて検討されることを望む。	久留米シティプラザの運営の在り方については、令和4年度から本格的に、中核市への書面調査や、指定管理者制度を導入している施設、導入をやめた施設、直営施設の現地調査を行い、検討してきました。その調査・検討結果をR6年2月に議会へ報告し、意見交換を行い、R6年5月に直営継続の方針を決定し、議会に報告しました。 今後も、コロナの影響で減少した市民の文化芸術の鑑賞・活動の回復に努めるとともに、専門スタッフがこれまでの運営で培ったスキルやノウハウ、関係者とのネットワークを活用し、若者の利用促進も含め、更に質の高い事業運営を行ってまいります。 久留米シティプラザの「文化芸術振興の拠点」、「広域交流促進の拠点」、「賑わい創出の拠点」の役割を果たせるよう、直営の強みを活かし、様々な行政部局や関係機関との連携を強化した取り組みを進め、心豊かな市民生活の実現に努めていきます。